

瀬戸内市立瀬戸内市民病院医事業務仕様書（人員配置仕様書）

瀬戸内市立瀬戸内市民病院において、医事業務を委託するにあたり、人員配置の仕様を次のとおり定める。また、これらに明記していない事項で、業務上必要と認められる人員については、契約金額の範囲内で受託者が配置するものとする。

1. 基本事項

(1) 業務従事者の数

業務別に事業者の提案によるものとする。ただし、医事業務における経験が通算して1年未満の者の配置は、人員数の3割以下とする。

(2) 業務従事者の定義

① 常勤

休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45分勤務とする者。

② 非常勤

①以外の勤務をする者。

③ 専従

当該業務を担当している者。この場合において、他の業務の兼任は必要最小限にとどめ、その就業時間の8割以上、当該業務に従事していること。

2. 統括責任者

統括責任者は、事業者の請け負う業務全体の責任を負うものであることから、次の条件を満たす者を1名配置することとする。

(1) 常勤であること。

(2) 専従であること。

(3) 委託業務全般に精通し、次のいずれかの資格を有し、3年以上医事業務の指揮命令を行う立場にあった者であること。

・(財)日本医療保険事務協会の診療報酬請求事務能力認定試験合格者

・(財)日本医療教育財団実施の医療事務技能審査試験合格者

・技能認定振興協会の医療事務管理士

・日本医療事務協会実施の保険請求事務技能検定試験

(4) 医事業務従事者として、100床以上の病院における勤務が通算して3年以上であること。

3. 副統括責任者

副統括責任者は、統括責任者が不在の場合、副統括責任者が統括責任者として同様の業務を行うものであることから、次の条件を満たすものを1名配置することとする。

(1) 常勤であること。

(2) 専従であること

(3) 委託業務全般に精通し、次のいずれかの資格を有し、病院医事業務の実務経験が3年以上の者でかつ、責任者を補佐する立場で1年以上の経験を有するものであること

・(財)日本医療保険事務協会の診療報酬請求事務能力認定試験合格者

・(財)日本医療教育財団実施の医療事務技能審査試験合格者

・技能認定振興協会の医療事務管理士

・日本医療事務協会実施の保険請求事務技能検定試験

4. 提出について

人員配置計画書は、瀬戸内市立瀬戸内市民病院ごとに各8部を企画提案書に添付すること。